

不法投棄禁止について

ごみの不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄を行うと、「廃棄物の処理および掃除に関する法律」により5年以下の懲役・1千万円以下（法人は3億円以下）の罰則が科せられます。※違法行為をやめましょう。

日頃から、市民の皆さんが協力して不法投棄がされない環境づくりをすることも大切です。ごみを捨てられない為に、管理する土地の草刈りを行ったり、周りに柵を設置したり、簡単に出入りされないようにチェーンなどを使ったり、自衛策を講じ適正な土地の管理をお願いします。

不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去・処理を行わなければなりません（廃掃法第5条「清掃の保持」による）。不法投棄防止にご協力ください。

犬を飼うときのルールやマナーを守りましょう

犬を飼うときのルール

- ① 放し飼いはしない
- ② 宮古島市に登録し、狂犬病の予防注射を受けましょう
- ③ ノミダニ対策などきちんと健康管理
- ④ 鳴き声や臭いなど近所の人にも気を配る
- ⑤ 「待て」など適正なしつけをする

「宮古島市飼い犬取締条例」により、放し飼いは禁止！

散歩時のマナーを守りましょう

- ・ 犬のふんは持ち帰りましょう
- ・ ふんを持ち帰るための道具等を持って出掛けましょう
- ・ リードを必ず付けましょう

犬や猫などを捨てたり虐待を見つけたら110番！

狂犬病の予防接種を受けましょう

- 狂犬病は治療法がなく人が感染し発症すると、ほぼ100%死亡する感染症です
 - 飼い犬の予防接種は狂犬病予防法で飼い主の義務とされています。
 - 宮古島市の狂犬病予防接種率は53%です（令和4年10月末現在）
- 環境保全課 ☎ 79-5283

リスクに備え安心・安定の農業経営のため園芸施設共済に加入しましょう

「園芸施設共済」は、自然災害等で被害を受けた時補償する国の制度です。補償内容選択による掛金割引プランも充実しています。

対象施設 パイプハウス、鉄骨ハウス等の園芸施設

対象災害 台風、竜巻、水害等

責任期間 毎月5日、15日、25日から1年間

お問い合わせ・加入申請先
沖縄県農業共済組合 宮古支所 ☎ 72-4724

宮古島市畜産飼料高騰対策補助金の申請について

対象者 肉用牛、山羊又は採卵鶏（100羽以上）を飼養している畜産農家

申請期限 令和4年12月28日（水）まで

申請場所 市役所畜産課
※畜主以外の方が申請に訪れる場合は畜産経営に詳しい方が来庁して下さい。

提出書類 申請書・確認書（全畜産農家）
※肉用牛は登録証または子牛登記証のコピー
※購買農家品別実績表（JA各資材店で発行）

申請条件
① 宮古島市に住所を有する畜産農家であること
② 宮古島市の公的義務（市税、負担金、使用料等の納付）の滞がないこと

☎ 宮古島市畜産課 ☎ 79-7814

畜産物出荷奨励補助金申請について

「と畜証明書」を添えて、と畜月の翌月5日までに申請してください。

対象者 豚と山羊を、と畜する者

申請期間 毎月、と畜した実績を翌月5日までに申請

※5日が土日祝祭日の場合は近い日付に申請
※必要書類：と畜証明書

受付場所 宮古島市役所農林水産部畜産課（総合庁舎3階）☎ 79-7814

交付条件
① 宮古島市に住所を有する生産者であること
② 宮古島市で生産、肥育または販売される畜産物であること
③ 宮古島市の公的義務を果たしている方（市税、負担金、使用料の納付等）

畜産課 ☎ 79-7814

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯あたり5万円を支給します。

対象世帯

① 令和4年9月30日（基準日）において、世帯全員が令和4年度の住民税非課税の世帯

② ①以外の世帯で、予期せず令和4年1月から12月までの収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

※いずれも住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

支給手続き等

① 住民税非課税世帯

対象者世帯へ支給要件確認書を送付いたします。返送期限は1月31日までとなっていますので、同封の返信用封筒で期限までに返信してください。

※同一世帯に、令和4年度住民税が未申告の方や令和4年1月2日以降に宮古島市に転入された方がいる世帯など、世帯全員が非課税であるかが不明な世帯は申請が必要です。

支給対象の可能性のある世帯には、申請書を送付いたしますので、同封の返信用封筒で1月31日までに返信してください。

② 家計急変世帯

申請書・申立書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類、振込先口座のわかる書類、収入額がわかる書類等）とともに福祉政策課 臨時給付金担当に郵送又は直接窓口へ提出してください。

※申請書・申立書は市ホームページからダウンロードまたは福祉政策課、市役所各出張所にて配布。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税均等割非課税相当限度額以下であることを指します。
※申請者及び配偶者等は、原則同じ月で判定します。

支給時期 確認書及び申請書受理後、約3週間以降

宮古島市臨時給付金コールセンター ☎ 0120-40-0422
受付時間 平日9:00~17:00

マイナンバーカードを夜間・休日交付します（予約制）

12月2日、10日、11日、22日
マイナンバーカードの夜間・休日交付を行います。
※要予約

- 日時 ① 12月 2日（金）17:30~19:30
② 12月 10日（土） 9:00~12:00
③ 12月 11日（日） 9:00~12:00
④ 12月 22日（木）17:30~19:30

■場所 市役所1階 市民課

■予約人数 ①・④先着24名 ②・③先着33名

■交付条件 マイナンバーカードの申請がお済みで本人の来庁が可能の方

■必要なもの はがき、通知カード（持っている方）、身分証（運転免許証等）

※運転免許証がない方は、保険証や離島割引カード等の2点が必要です。

予約期間

- ①・④ 当日15:00まで
 - ②・③ 12月9日（金）15:00まで
- ※予約期間内であっても枠が埋まり次第終了。

■受付時間 平日8:30~12:00、13:00~17:15

■予約方法 下記へ電話にて予約

※予約状況は宮古島市ホームページから確認できます

☎ 市民課 窓口係 マイナンバー担当 ☎ 72-3751（代）

ドコモショップによるマイナンバーカード申請・マイナポイント手続きサポート

日にち 12月5日（月）～9日（金）
19日（月）～23日（金）

時間 9:00～12:00 13:00～17:15

場所 市役所1階 市民課向かいフロア

条件

▶カードの申請：申請がまだで本人が窓口に来られる方
▶マイナポイント手続き：すでにマイナンバーカードを持っている方

必要なもの

- ▶カードの申請：基本ありません。
 - ※身分証2点（運転免許証・保険証等）、通知カード（個人番号通知書）を持っている方は郵送での受付可能。
 - 運転免許証がない方は、通知カード必須（身分証2点）
 - ▶マイナポイント手続き：マイナンバーカード、4桁暗証番号
 - ※口座の登録を行う方は、口座の通帳またはキャッシュカード
- ☎ 市民課 窓口係 マイナンバー担当 ☎ 72-3751（代）